

# 学長の業務執行状況の確認結果について

令和5年3月22日

国立大学法人岩手大学学長選考・監察会議

国立大学法人岩手大学学長選考・監察会議規則第2条第4号に規定する、学長の業務執行状況の確認について、令和3年度の確認を行いましたので、その結果を公表します。

## 1. 確認の経過・方法等について

- (1) 令和4年度学長選考・監察会議（第2回）（令和4年7月・メール会議）において、学長の業務執行状況の確認の実施について、「国立大学法人岩手大学学長の業務執行状況確認の実施方法」に基づき、次の資料、監事からの意見聴取及び学長の面談により確認を行うこととした。
  - ・「国立大学法人岩手大学学長選考基準」
  - ・「第三期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書」（文部科学省国立大学法人評価委員会へ提出）
  - ・「監査報告書」（監事による監査報告書）
  - ・「所信について」（学長選考時に提出された所信表明書）
- (2) 令和4年度学長選考・監察会議（第3回）（令和4年10月6日開催）において、監事からの意見聴取を行い、上記の資料とともに学長の業務執行状況について確認を行った。
- (3) 令和4年度学長選考・監察会議（第4回）（令和5年1月24日開催）において、学長と会議委員との面談を行い、上記の資料とともに学長の業務執行状況について確認を行った。

## 2. 確認結果

学長選考・監察会議は、学長選考基準、業務実績に関する報告書、監査の実施結果、候補者所信等の書類の確認や、監事からの意見聴取及び学長との面談（学長からの説明及び各委員との質疑応答）を実施し、その内容を踏まえ、令和3年度における学長の取組状況を総合的に検討し、小川学長の業務が適切に執行されていることを確認した。

令和3年度において、小川学長は、各学部執行部との定期的な意見交換の実施、また、学部教授会で説明会を実施するなど、大学構成員の理解を得ながら、優れたリーダーシップにより第4期中期目標・計画及び岩手大学ビジョン2030のアクションプランを策定した。また、それらを踏まえ、教育研究組織改革や教養教育改革など、長年課題とされていた案件でも着実に検討が進んでいることは特筆すべき点と評価できる。

以上から、学長選考・監察会議は、学長としての業務は適切に執行されているものと判断した。

以上